

**名古屋市配偶者からの暴力防止及び
被害者支援基本計画(第2次)(案)
に対する市民意見及び市の考え方**

名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)(案)に対する 市民意見及び市の考え方

「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)(案)」に対して貴重なご意見をいただきありがとうございました。

いただいたご意見は、原文を要約または分割して掲載させていただきましたので、ご了解ください。

【募集結果】

1 意見募集期間 平成24年1月16日～2月14日

2 意見提出状況

(1)意見提出者数 9人

(2)意見総数 54件

(人)

区分		30代	40代	50代	60代	不明	小計
意見提出者数	女性	3	—	1	1	1	6
	男性	—	1	1	—	—	2
	不明	—	—	—	—	1	1
	小計	3	1	2	1	2	9

3 意見提出方法

(人)

郵送	F A X	電子メール	合計
4	2	3	9

【意見の内訳】

I 基本計画策定にあたって (5件)

II 「基本方向1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり」(16件)

1 全般(3件)

2 「目標(1)DVへの理解促進及び防止意識の向上」(11件)

- ①市民への意識啓発の推進(5件)
- ②学校における「デートDV」防止教育の推進(2件)
- ⑤職員に向けたDV理解の推進(3件)
- ⑥配偶者暴力に関する調査研究(1件)
- 3 「目標(2)DV被害の発見」(2件)
- ⑧早期発見のための関係者への周知(2件)
- Ⅲ 「基本方向2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり」(21件)
- 1 「目標(3)相談・保護体制の整備」(7件)
- 全般(2件)
- ⑩女性と子どもの福祉的支援体制の整備(1件)
- ⑪緊急時における安全の確保の推進(1件)
- ⑫子どもへの支援の充実(3件)
- 2 「目標(4)住まいへの支援体制の充実」(1件)
- 3 「目標(5)就業などの生活支援体制の整備」(4件)
- ⑭就業支援の充実(2件)
- ⑮生活支援の充実(2件)
- 4 「目標(6)こころとからだへの支援」(4件)
- ⑰精神的な支援の充実(3件)
- ⑱被害者を孤立させない支援体制の整備(1件)
- 5 「目標(7)外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の充実」(5件)
- ⑲外国籍被害者への支援体制の充実(4件)
- ⑳障害のある被害者への支援体制の充実(1件)
- Ⅳ 「基本方向3 総合的な推進体制づくり」(11件)
- 1 「目標(8)総合的な推進体制の整備」(2件)
- ㉒市役所内における推進体制の整備(2件)
- 2 「目標(9)関係機関・団体等の連携・協力の推進」(5件)
- 全般(1件)
- ⑳国・県の機関との連携・協力の推進(3件)
- ㉕民間団体との連携・協力の推進(1件)
- 3 「目標(10)研修体制の整備」(3件)
- ㉖二次的被害防止のための職務関係者研修の充実(1件)
- ㉗支援者スキルアップ研修の実施(2件)
- 4 「目標(11)苦情への適切かつ迅速な対応」(1件)
- ㉘苦情処理の適正化(1件)
- Ⅴ その他(1件)

寄せられた主な意見と本市の考え方

I 基本計画策定にあたって(5件)

1 計画全般(2件)

- DVに行政がきちんと取り組むことを支持する
- DVが深刻化し、社会問題となる中で、名古屋市として基本計画が策定されたことは、市民生活を守り支える姿勢を示した事であり、大きな前進であるという印象を受けた。

【市の考え方】

本市は、DV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV施策を積極的に推進することを目的に、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」を策定し、DVの根絶をめざしてまいりたいと考えております。

2 はじめに(1件)

- 注1の配偶者からの暴力の定義では、経済的暴力と社会的暴力も含んで解説した方が良い。

【市の考え方】

配偶者からの暴力については、内閣府作成の「配偶者からの暴力 相談の手引」(平成17年4月)で示されている定義を参考にしています。

3 基本計画の策定にあたって(2件)

- 策定のプロセスには、支援者と被害者に対する調査のみならず、以下の職種の人に対する調査も含まれることが望ましい。警察、検察官、裁判官、弁護士、法医学者、教師、地域社会の指導者、自治体担当部局、マスコミ関係者等(国連経済社会局女性の地位向上部による)。
- 計画の期間について、法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、「必要に応じ見直す」のではなく、「見直す」とした方が良い。

【市の考え方】

策定のプロセスには、今回の計画策定にあたり本市が実施した調査を掲載しております。検討会議のなかでは、警察や民間シェルター、母子生活支援施設、医師会等の関係機関・団体からもご意見をいただいております。

計画の見直しについては、必要の都度、検討してまいりたいと考えております。

Ⅱ 基本方向 1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり (16 件)

1 全般 (3 件)

- 性別を問わず、暴力被害者を支援する必要がある。しかし、それにプラスして明確にジェンダーの問題であることを記述した方が良い。スウェーデン刑法典では、男性に対する暴力の訴追を求めるジェンダー中立条項と、女性被害者の特定の経験やニーズを反映させたジェンダーに特化した条項を組み合わせることを推奨している。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」中、どの程度の啓発講演会を行っているのか、またどの程度事業化されたセミナーを行っているのか、簡単にデータを記した方が良い。
- 名古屋市の行ってきたDV調査を簡単に列挙した方が良い。

【市の考え方】

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」は、男性、女性を問いませんが、DVの背景には対等でない関係性があり、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの視点から、男女ともへのDV防止に向けた働きかけを進めてまいります。

また、つながれつとNAGOYAや区役所等で開催する講演会、シンポジウム、セミナー、講座等を通じて、「女性に対する暴力をなくす運動」を推進してまいります。

本市の実施した調査につきましては、支援者調査や被害者ヒアリング調査結果をまとめて、基本計画（第2次）の基礎データとして、公表してまいります。

2 目標 (1) DVへの理解推進及び防止意識の向上 (11 件)

① 市民への意識啓発の推進 (5 件)

- 学校教育の場で、授業の一環として、取り上げて頂きたいと思う。暴力に対する認識が低いので、処罰も含め、犯罪であるということを教えるべきだと思う。
- 被害をうけているかどうか、本人がDVであると知らないこともある。
- DVをしている本人が、DVであることに気がついていないことがあるので、どんなものがDVか広く告知してほしい。
- DV防止ポスター、リーフレット、カードなどを作成・配布とあるが、どこに配布する予定か具体的に示して欲しい。例：名古屋市営地下鉄内、TV活用
- DVについては広域的な相談・保護体制であることを大いにPRしてほしい。

【市の考え方】

学校教育の場におきましては、暴力行為は絶対に許されないことを、今後も様々な機会をとらえて指導してまいります。

また、DV防止啓発用リーフレットの配布やDV根絶に関する講演会等を通じて、DVは重大な人権侵害であることを広報してまいります。

区役所や図書館等の市民利用施設においては、ポスターの掲出やカードの配布を行い、講演会やセミナーを通じて、リーフレットを配布して、啓発に積極的に

取り組んでまいります。

DV被害者支援については、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」により「都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応」と「地方公共団体間の広域的な連携を円滑にすすめる」ことが求められており、被害者とその子ども・親族の安全に十分に配慮して広報に努めてまいります。

②学校における「デートDV」防止教育の推進(2件)

○これまでの経験で、高校生を含む青年のデートDVが少なくないと感じる。青年の場合には「暴力をふるうことが、愛情の表現ではなく、人権の侵害、人格の支配である」こと、それが健全な男女の関係や家庭の発展を害するものであるという教育を受けていないことに大きな問題があると考え。青少年の段階から、有形無形の暴力による「支配」「従属」が許されないことをきちんと伝える。そのために、学校教育・社会教育の責任が少なくない。

現実に被害を受けている人を救済するとともに、関心を高めることで将来の被害を防ぐことに努めたいものである。

○大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を「すすめます」とあるが、「義務化をすすめていく」という方が望ましい。

【市の考え方】

若い世代に対する暴力防止に関する取り組みは、将来のDV防止にもつながることから、重要な課題であると考えます。このため、学校への出張講座等を通じて、デートDVの啓発に取り組んでいくほか、若い世代に向けたホットライン体制を整備して、相談を通じて被害防止に努めていくなど、若い世代への啓発に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、暴力行為は絶対に許されないことを、今後も様々な機会をとらえて指導してまいります。

また、中学校・高等学校における道徳教育では、男女が互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重しようとする気持ちを高めるなど、健全な異性観をはぐくむ指導に今後も努めてまいります。

⑤職員に向けたDV理解の推進(3件)

○被害者が居住地には相談しづらく大都会の相談窓口を訪れることもあるが、窓口自体(女性相談窓口でなく、一般の市民相談のようなところ)の勉強不足でタイムリーに助言できていないことも多い。

○市職員(新規採用者、新任係長、新任課長等)を対象にDVに対する理解が深まるように努めるとあるが、若い層よりも、上層部の研修をする方が効果的である。なお研修は義務化した方がよい。

○教職員に対しては、校(園)長研修会や教頭研修会だけでなく、全職員に義務化

した方が良い。さらに保育士や幼稚園教諭にも研修を義務化した方が良い。

【市の考え方】

相談窓口のみならず、市民と接する様々な部署において、DVへの理解が深まるよう、研修に取り組んでまいります。

また市職員を対象とする研修において、男女平等参画に関する講義の一環として、DVに対する理解が深まるように、研修を進めてまいります。

教職員については、採用時、5年目、10年目に全員を対象として「人権と教育」をテーマにした研修を実施しております。

⑥配偶者暴力に関する調査研究（1件）

- 配偶者暴力に関する調査に関しては、DV被害者の実態を調査するのみならず、さまざまな項目を恒常的に実施することが望まれる。予算化を明記することが望ましい。

【市の考え方】

DV調査に関しては、DV被害の実態やDVへの理解度等について、定期的に調査を実施してまいります。

3 目標(2) DV被害の発見(2件)

⑧早期発見のための関係者への周知(2件)

- 次第にエスカレートしていく状態に対し、警察とも連携していただき、身体的被害になる前に、対応していただき、その方法も告知して広めていただきたい。
- 早期発見のための関係者への周知として、学校、幼稚園、保育関係者、介護関係者、民生委員等との連携があげられているが、連携のためにも研修の義務化が必要である。とくに伝統的考え方の根強い民生委員へのアプローチは欠かせない。

【市の考え方】

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難なうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることをためらいがちです。なお一層、関係機関と連携してDV被害の早期発見と早期対応に取り組むとともに、相談窓口や支援施策の広報に努めてまいります。

また現在行っている職務関係者研修を活用し、学校、幼稚園、保育関係者、民生委員等多様な関係者が参加できる方向で検討してまいりたいと考えております。

Ⅲ 基本方向2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり(21 件)

1 目標(3) 相談・保護体制の整備(7 件)

全般(2 件)

○被害者支援のシステムをわかりやすくしていただきたい。

○家庭の内情については明確に立証することが難しいことも多いのではないかと
思うので、被害者本人の訴えのみならず、子どもが通う学校関係者や被害者家
族等の証言の聞き取りなど可能な手段で実態を把握し、被害者の救済と支援が
必要なタイミングでおこなわれるような体制づくりが望まれると考える。

【市の考え方】

被害者の安全確保に配慮しながら、支援システムのわかりやすい広報等に努
めてまいります。

また被害者とその子ども・親族の安全に配慮しながら、必要に応じて学校等
の関係者からの聞き取りなどについても検討してまいりたいと考えておりま
す。

⑩女性と子どもの福祉的支援体制の整備(1 件)

○DV被害と児童虐待の重なりに留意した相談体制を整備し、とあるが、どのよ
うな体制を考えているのか具体的記述が必要と思われる。

【市の考え方】

DV被害と児童虐待の重なりに留意した具体的な相談対応については、今後
検討してまいります。

⑪緊急時における安全の確保の推進 (1 件)

○市内の保護施設において被害者とその子ども・親族の緊急保護を行います、と
あるが、病院においても保護施設を設置すると良い(性暴力被害者を扱ってき
た大阪の阪南中央病院では病室をそのように使ってきた実績がある。2009
年度に実施した被害者への聞き取り調査では、配偶者からの殴打のため病院に
行き、1泊でも泊めて欲しかったが、看護師に断られたことに理不尽さを訴え
る者がいた)。

【市の考え方】

DV被害者の保護施設につきましては、被害者とその子ども・親族の安全を
確保するという観点から慎重に検討していく必要があると考えております。

⑫子どもへの支援の充実(3 件)

○子どもへの支援の充実のために、保育所、学校、幼稚園、医療機関、保健所は、
加害者への対応も含め、連携に必要なDV研修を受ける義務のあることを明記
した方が良い。

○親子関係の回復を目指した「親子支援プログラム」事業は推進でなく、実施と

する方が良い。その場合、市が財政負担し民間が実施することが望ましい。現在親子支援プログラムの参加者が少ないのは、実施者と参加者のつながりが薄いからであることが推測される。アメリカ調査によれば、このようなプログラムは、被害者をサポートしてきた民間機関のファシリテーターが実施しており、参加者を民間機関の利用者から募っている。

- 外国籍被害者とその子どもが安心して地域生活をおくることができるように「女性および児童に対する通訳派遣事業」を実施するとあるが、その際に、大学のE S S等の語学系クラブを活用することも可能である。大学生の教育の機会にもなる。

【市の考え方】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(第23条)は、地方公共団体が職務関係者に対する研修を行うことを求めています。現在行っている職務関係者研修を活用して、多様な関係者が参加できる方向で検討してまいりたいと考えております。

「親子支援プログラム」事業は、プログラムの開発から民間団体に委託し、平成23年度から本格実施しております。参加者募集につきましては、民間団体にもご協力いただいておりますが、今後も効果的な広報等について検討してまいりたいと考えております。

2 目標(4) 住まいへの支援体制の充実(1件)

⑬安定的な住まいへの支援の充実(1件)

- 安定的な住まいへの支援として、公的住宅では限界がある。民間住宅の参入が望まれるので、その促進施策まで明記することが望ましい(例えば、神奈川県川崎市の「居住支援制度」や横浜市の「民間住宅安心入居事業」をモデルとする)。

【市の考え方】

愛知県において、DV被害者等の世帯の入居を拒まない民間住宅等の登録情報を提供する「愛知県あんしん賃貸支援事業」を実施しており、本市では栄・住まいの窓口内の「住まいの相談コーナー」において情報提供を行っており、市の公式ウェブサイトによりその広報に努めてまいりたいと考えております。

3 目標(5) 就業などの生活支援体制の整備(4件)

⑭就業支援の充実(2件)

- 就業支援の充実として、DV被害者雇用促進として、企業への給付が望まれる。
- 正社員として雇用する場合住民票提出を義務づけている企業に対し、それに替わる措置を検討するよう広く通達する旨、記して欲しい(以前実施したDV被害者聞き取り調査では、加害者から隠れる生活を余儀なくされており住民票を移せず正社員になれないケースがあったことが明らかとなっている)。

【市の考え方】

雇用促進のための企業への給付は、国が各種の制度を設けており、本市としてはその活用に努めてまいりたいと考えております。

被害者の就労には、就職時の保証人の確保や避難先の秘匿など様々な困難が伴います。被害者とその子ども・親族の安全確保を最優先に、関係機関と連携して対応してまいります。

⑮生活支援の充実(2件)

- 計画において被害者への経済的支援は重要な内容であると思う。特に被害者が別居などの手段で、その状況から逃れた後、なかなか離婚が成立しない状況が長時間続く（DVの度合いや加害者の態度により離婚調停や訴訟が長引くなど）ケースに至ると、法的に婚姻関係が継続していることから、ひとり親世帯としての経済的援助が受けられにくいということもあるかと思う。そういった家庭についても、早急に支援が届く具体的方策も必要ではないかと感じた。
- 母子生活支援施設において心理カウンセリングを実施することが記されているが、入所中のみならず、退所後も実施するよう記して欲しい（アメリカでは、シェルター退所後もカウンセリングを受けることができる）。

【市の考え方】

計画策定に当たって実施した「被害者ヒアリング調査」では、現在の生活で困っていることとして「経済的な問題」や「DVの影響による精神的な問題」等があがっています。DVから逃れて地域で暮らし始めた被害者の生活全般を支援していくために、関係機関・団体との連携を進めていきます。

なお母子生活支援施設では、退所後も必要に応じて、心理カウンセリングを継続して実施しています。

4 目標(6) 心とからだへの支援(4件)

⑰精神的な支援の充実(3件)

- 逃げだした直後、精神的に追い込まれて異常行動をする子どもを診療内科に連れて行きたかったが、小児内科はごくわずか。予約は2か月半待ち。やっと番がきたが男性の先生だったので子どもが受診拒否。DV緊急対応できる女性小児診療内科の先生を市で確保してほしい。
- 私は被害者なので、ホットラインのようなものに電話したが、「気をつけたほうがいい」くらいで終わってしまった。DVを受ける人とする人のカウンセリングなどのシステムももっと作ってほしいと思う。
- 精神的な支援の充実を図るため、さらに医療機関等との連携を深めとあるが、医療機関におけるカウンセリングも記した方が良い（その場合、料金を無料あるいは低料金とするのが望ましい）。

【市の考え方】

本市では、小児科医等を対象とした「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修」を市医師会と連携し開催しております。思春期を含めた精神疾患患者やその保護者への接し方、専門医との連携の方法など、その対応力の向上を図っています。

またカウンセリングの多様な方法等につきましては、検討してまいりたいと考えております。

精神疾患の通院医療につきましては、医療費の一部を給付する自立支援医療（精神通院）という障害者自立支援法に基づく助成制度があります。医療機関との連携をさらに深めるとともに、こうした制度の周知についても努めてまいります。

⑩被害者を孤立させない支援体制の整備(1件)

- 被害者を孤立させない支援体制整備として、裁判所等への付き添いがあるが、裁判所内に女性を支援する場（例えば託児室）を設置することもすすめてほしい（アメリカでは、DVシェルター等を運営する民間機関が、各管轄裁判所に人員を出向させ配置させている）。

【市の考え方】

いただいたご意見を参考とさせていただき関係機関に伝えてまいります。

5 目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の充実 (5件)

⑲外国籍被害者への支援体制の充実(4件)

- 外国籍の被害者とその子どもが、安心して地域生活を送ることができるように、社会福祉事務所等に通訳を派遣する「女性及び児童に対する通訳派遣事業」に大学のE S S等語学系クラブを活用することも可能である。
- 名古屋市立学校・幼稚園に通訳を派遣し、外国籍の親と学校との円滑な連絡に努めます、とあるが、通訳よりも外国語のできるソーシャルワーカーにすべきである。
- 名古屋国際センターにおける相談を推進します、とあるが、ソーシャルワーカーを配置するとした方が良い。
- 愛知県女性相談センターでは、建造物の都合上、高齢者への一時保護ができないこととなっているが、それだけが理由であれば、建造物の今後の改修予定を検討するとした方が不自然ではない。

【市の考え方】

「女性及び児童に対する通訳派遣事業」につきましては、日本に定住している外国人等の生活支援の経験がある民間団体及びDV被害者支援の経験がある民間団体に委託して実施しています。事業委託につきましては、個人情報保護の観点から十分に検討していく必要があると考えております。

また、外国語対応のソーシャルワーカーについてご意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、今後も名古屋市立学校・幼稚園に通訳を派遣し、外国籍の親と学校との円滑な連絡に努めてまいります。

名古屋国際センターにおいては、法律相談で弁護士が、こころの相談では母国で資格や経験のある相談員が応じています。今後も相談内容に応じて専門家や関係機関と連携をしながら、外国人被害者が相談しやすい体制づくりに努めます。

建造物の改修等につきましては、いただいたご意見を参考とさせていただき関係機関に伝えてまいります。

②障害のある被害者への支援体制の充実（1件）

- 障害者支援・施設等の次（緊急保護後）の住むところを移す場合、県外（遠方）も含めた障害者支援施設の活用や連携が必要です。またその場合、自立支援法上の利用者と事業者の「契約」では、DVのケースのため、DVを起こす相手の男性が施設に押し掛けてくるのではないかと、施設側としては心配で受け入れを断られてしまいます（実際にいくつも断られました）。計画の基本的な視点の②「～DV被害者の保護・自立支援は行政の責務です」とあるように、行政の措置（制度）が必要だと考えます。具体的には、どのような方策が可能でより適切かどうかはわかりませんが、例えば、措置の内容は、財政措置と保護のための行政の後方支援（何かあった時に駆け付けてくれる）、地域生活移行のコーディネート等、行政の保護のための措置と障害者支援施設との連携協力が必要と考えます。障害のある方への支援においては、障害者虐待防止法との連携や、縦割りでない連携や仕組みを工夫する必要があると思います。

【市の考え方】

障害者の地域生活移行のコーディネートについては障害者とその家族の地域生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を図るため、各区に「障害者地域生活支援センター」を設置し支援を実施しているところですが、国においても平成24年4月から施設入所等の地域移行の支援など相談支援体制の充実を図ることとされています。

DV被害者の避難先を検討する際には個々の状況に応じて、障害者支援施設等との連携を図る必要がありますが、施設における安全の確保、広域的な調整等の課題があると考えています。

IV 基本方向3 総合的な推進体制づくり(11件)

1 目標(8) 総合的な推進体制の整備(2件)

㉓市役所内における推進体制の整備(2件)

- 庁内関係部署におけるDV対応件数を把握するのみならず、公表するところまで明記すべきである。
- 官民の関係機関・団体の活動状況等に関する「ネットワークシート」とあるが、誰が何のためにどのように使うものなのか内容が不明なので、説明を加えた方がよい。

【市の考え方】

庁内関係部署におけるDV対応件数につきましては、その把握に努め、ネットワークシートの具体的な内容につきましては、今後、関係機関・団体の意見をうかがいながら検討していきたいと考えております。

2 目標(9) 関係機関・団体等の連携・協力の推進(5件)

全般(1件)

- 名古屋のDV対策で関心をもったのは各機関の連携が機能するかである。名古屋市の支援が果たしてDV被害者の救済に本当につながるかはわからない。人材の育成もしっかりしたものにして、DV被害者の幸福をできる限り実現できる施策をとるべき。名古屋市の職員の意識改革も必要となってくると思う。人の心の痛みのわかる相談員の育成が必要だと考える。DVは家庭に内在する問題なので行政も慎重に対応しないと家庭崩壊すると思うので、相談員の方も慎重に対応してもらいたい。

【市の考え方】

今後も関係機関・団体との連携をすすめ、研修の充実等により支援内容の向上を図っていききたいと考えております。

㉔国・県の機関との連携・協力の推進(3件)

- 知的障害のある女性の緊急保護について、①シェルター、保護施設の個室化が必要です。②精神的に不安定となりパニック等になってしまう時の援助の専門性を備えた保護施設が必要です。DVを受けて精神的に不安定になった状態で保護される場合、心因反応等からパニックをおこす場合がある。そういった時に個室で落ち着けたり、知的障害のある人への援助の専門性のある職員の支援が必要です。緊急の保護を終えた後の次の生活の見通しをつけるための方策を検討する必要があります。
- 加害者からの追跡の対応、被害届、通報等愛知県警察と連携して、とあるが、警察のなかにDVユニットを作れるように今後検討していくという、一歩進んだ記述も好ましいと思われる(DVユニットはアメリカのサンフランシスコ市で実動

中)。

- 警察に女性相談員をおいてほしい。男性に激しく暴力を受けた直後、こわそうな男性に囲まれて暴力の話は情情的に怖くてできない。

【市の考え方】

いただいたご意見を参考とさせていただき関係機関に伝えてまいります。

㉕民間団体との連携・協力の推進(1件)

- 民間団体との連携・協力について、民間シェルターに「家賃補助」を行い、とあるが、家賃補助だけでない、幅広い財政支援が必要であるので、「家賃補助等」とするのが望ましい(国連経済社会局女性の地位向上部によれば、被害者信を充実させるためには、民間のNGOに対して予算措置を図るとともに、民間のNGOへの援助を義務付ける必要があると記している)。

【市の考え方】

民間団体との連携・協力については、関係者のご意見もうかがいながら検討してまいりたいと考えております。

3 目標(10) 研修体制の整備(3件)

㉖二次的被害防止のための職務関係者研修の充実(1件)

- 二次被害防止のための研修やネットワーク充実のための研修の重要性が盛り込まれている。これ以外にも、上述のようなさまざまなフィールドで研修は必須であり、それらの研修を民間機関に任せることが肝要だ(例えば、アメリカでは、警察のDV訓練は民間機関が実施している)。研修を任せることが、民間機関の財政安定、雇用安定、能力の高い人材参入に貢献するだろう。

【市の考え方】

二次被害防止のための職務関係者研修や相談担当者研修について、関係機関とのネットワークを活用し、民間機関と連携しながら、研修の充実を図ってまいります。

㉗支援者スキルアップ研修の実施(2件)

- 県のDV電話相談のアドバイザー、警察、市役所担当者、それぞれの情報が違っていたりして(シェルターや、住民票をふせる手続きのことなど)統一の内容による研修会が必要。
- 女性相談に出かけても離婚が前提でないと相談にのってもらえないと訴える人が多い。相談開始からの訴えをどう引き出し、ケースワークしていくのか、感受性豊かな対応者が重要。

【市の考え方】

現在行っている相談担当者研修や職務関係者研修を活用して、DV問題についての共通理解や相談対応の向上に努めてまいります。

4 目標(11) 苦情への適切かつ迅速な対応(1件)

㊸苦情処理の適正化(1件)

- 苦情処理手順の一定のルールを「明確化」し、とあるが簡単にすることが肝要なので「単純・明確化」し、の方が望ましいかと思われる。

【市の考え方】

名古屋市男女平等参画苦情処理制度について、わかりやすい啓発に努めてまいります。

V その他(1件)

- DVの相談員と児童虐待の相談員と一本化することに反対。又、相談員に専門家ではなく、市職員OBを充てるというのは、天下り先の拡大でしかなく、虐待被害縮小に反するもの。こうした非常識がまかりとおるなら、市の児童虐待対策強化はまやかしだということがよくわかる。DV相談も手薄になるだろう。女性と子どもを市職員OBのために犠牲にするのか。

【市の考え方】

社会福祉事務所は、女性と子どもの福祉的な支援に取り組んでまいります。相談対応の充実のためには、多様な経験を持つ人材の確保が必要であると考えております。

名古屋市子ども青少年局子ども育成部子ども福祉課

TEL 052-355-1575

FAX 052-355-1585